(公印省略) 教財第1182号 令和2年6月25日

各県立学校長様

財 務 課 長

高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要綱等の送付について

今般の新型コロナウイルス感染症のための臨時休業及び段階的学校再開期において、子どもたちの学びを保障できるよう、低所得者に対してオンライン学習に係る通信費について、給付金の特例的な追加支給により対応することとなりました。

ついては、兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要綱等を一部改正しましたので、関係書類とともに下記のとおり送付します。

各校においては、既に申請書等を配布している中、お手数をおかけしますが、生徒・保護者等に関係書類を配布いただくとともに、事務処理について遺漏のないようよろしくお願いします。

記

1 送付書類

- (1) 兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金) 支給要綱
- (2) 新旧対照表
- (3) 追加支給(オンライン学習に係る通信費)について
- (4) 令和2年度 奨学のための給付金Q&A (通信費支援)

[問い合わせ・提出先]

兵庫県教育委員会事務局 財務課

学校経理·整備班(就学支援担当)担当:渡瀬

T E L:078-341-7711 (内線 5636)

E-mail: hiroki_watase@pref.hyogo.lg.jp